懲戒委員会規程

平成16年４月１日
規程第32号

改正　平成22年12月28日規程第23号　　平成26年11月21日規程第21号
令和元年７月12日規程第２号

（目的）

第１条　職員就業規則（平成16年規程第２号）第61条第３項（嘱託就業規則（平成16年規程第３号）第48条の３及び定年後再雇用職員就業規則（平成18年規程第８号）第39条の３の規定において準ずる場合を含む。）、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究・技能労務職員就業規則（平成28年規程第３号）第49条第３項、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所非常勤職員就業規則（平成28年規程第４号）第33条及び独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター職員就業規則（平成28年規程第10号）第41条第３項（独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター嘱託の取扱いに関する規程（平成28年規程第11号）第６条及び第９条の規定において準ずる場合を含む。）の規定による懲戒委員会に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（定義）

第１条の２　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）委員会　第１条の規定による懲戒委員会をいう。

（２）職員　本部及び施設において、独立行政法人労働者健康安全機構が雇用する全ての者をいう。

（３）本部　組織規程（平成16年規程第１号）第５条に規定する本部をいう。

（４）施設　組織規程第17条第１項に規定する施設（納骨堂を除く。）をいう。

（５）施設長　施設の長である職員をいう。

（６）懲戒対象職員　懲戒処分の対象となる職員をいう。

（職務）

第２条　委員会は、理事長の諮問に応じ、職員に係る懲戒の事案を調査審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員会に、幹事及び書記各１名を置く。

（委員長）

第４条　委員長は、総務部を担当する理事をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理する。

３　委員長に事故等の理由があるときは、あらかじめ理事長が指名する委員が、その職務を代理する。

（委員、幹事及び書記）

第５条　委員は、次に掲げる者とする。ただし、第２号及び第３号の委員は、懲戒対象職員が施設の職員に係る場合に限るものとし、第４号の委員は理事長が議事の内容により必要と認める場合に指名するものとする。

（１）理事（前条第１項に掲げる理事及び事故等の理由がある理事を除く。）

（２）理事長が指名する施設長

（３）理事長が指名する施設の職員１名

（4）外部有識者
2　幹事は、本部総務部長をもって充てる。
3　幹事に事故等の理由があるときは、あらかじめ理事長が指名する職員が、その職務を代理する。
4　幹事又は委員長が指名する職員は、委員会に出席し、議事録の作成、委員会に必要な資料の準備その他委員会の事務をつかさどる。
5　書記は、本部総務課の職員のうちから、委員長が指名する。ただし、本部総務課の職員に事故等の理由があるときは、本部の職員のうちから、委員長が指名する。
6　書記は、議事録を整理する。
（会議）
第6条　委員会の会議は、委員長が招集する。
2　委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（関係者の出席）
第7条　委員長は、必要があると認めるときは、事実の報告又は意見を聞くため、関係者の出席を求めることができる。
（議事録）
第8条　委員会の議事については、議事録を作成し、委員長が署名押印するものとする。
（非公開）
第9条　委員会の会議及び議事録は、公開しない。
（答申）
第10条　委員会は、調査審議した事項に関し、意見を付して理事長に答申しなければならない。
（秘密漏えいの禁止）
第11条　委員長、委員、幹事及び書記並びに委員会に出席した者は、委員会の議事の内容その他委員会の会議で知り得た事項を他に漏らしてはならない。
（庶務）
第12条　委員会の庶務は、本部総務課において処理する。
2　第5条第5項ただし書により書記が本部の職員から指名されたときは、書記が所属している課室において処理する。
（雑則）
第13条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項のうち、軽微なものについては、委員長が定めることができるものとする。

附　則
1　この規程は、平成16年4月1日から施行する。
（以下の附則省略）
附　則〔平成22年12月28日規程第23号〕
1　この規程は、平成23年1月1日から施行する。
附　則〔平成26年11月21日規程第21号〕
1　この規程は、平成26年11月21日から施行する。
附　則〔令和元年7月12日規程第2号〕
1　この規程は、令和元年7月22日から施行する。

懲戒委員会規程（平成16年規程第32号）第13条の規定に定める職員の懲戒に関する非違行為（参考）

１　一般服務関係

非　違　行　為	
(1)欠勤	ア　正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いたこと
	イ　正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いたこと
	ウ　正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いたこと
(2)遅刻・早退	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いたこと
(3)休暇の虚偽申請	特別休暇について、虚偽の申請をしたこと
(4)勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせたこと
(5)職場内秩序を乱す行為	ア　他の職員に対する暴言により、職場の秩序を乱したこと
	イ　他の職員に対する暴行により、職場の秩序を乱したこと
(6)虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行ったこと
(7)秩序･風紀びん乱	政治活動、宗教活動その他これに類する行為により、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）内の秩序・風紀を乱したこと
(8)秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせたこと
(9)許可のない兼業	許可を得ないで兼業を行ったこと又は許可された内容と異なる兼業を行ったこと
(10)入札談合等に関与する行為	機構が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害する行為をしたこと
(11)セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）	ア　相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を行ったこと
	イ　相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返したこと
	ウ　わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患するに至ったこと
	エ　暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をしたこと

（注）処分量定の決定に当たっては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上、判断するものとする。

2　業務上の取扱い関係

非　違　行　為	
(1)横領	機構の金品を横領したこと
(2)窃取	機構の金品を窃取したこと
(3)詐取	人を欺いて機構の金品を交付させたこと
(4)紛失	機構の金品を紛失したこと
(5)盗難	重大な過失により、機構の金品の盗難に遭ったこと
(6)器物損壊	故意に職場において、機構の設備又は器物を損壊したこと
(7)失火	過失により、職場において機構の設備の出火を引き起こしたこと
(8)諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令及び機構の諸規程に違反して、諸給与を不正に支給したこと又は故意に届出を怠り若しくは虚偽の届出をするなどして、諸給与を不正に受給したこと
(9)金品処理不適正	自己が保管している機構の金銭に係る流用等又は機構の金品に係る不適正な処理をしたこと
(10)コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせたこと

3　業務外非行行為関係

非　違　行　為	
(1)放火	放火をしたこと
(2)殺人	人を殺したこと
(3)傷害	人の身体を傷害したこと
(4)暴行・けんか	暴行を加え又はけんかをした結果、人を傷害するまでには至らなかったこと
(5)器物損壊	故意に他人の財物を損壊したこと
(6)横領	自己の占有する他人の財物（機構の金品を除く。）を横領したこと
(7)窃盗・強盗	ア　他人の財物（機構の金品を除く。）を窃取したこと
	イ　暴行又は脅迫を用いて、他人の財物を強取したこと
(8)詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ又は人を恐喝して財物を交付させたこと
(9)賭博	ア　賭博をしたこと
	イ　常習として賭博をしたこと
(10)麻薬･覚醒剤等の所持又は使用	麻薬・覚醒剤等を所持又は使用したこと
(11)酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所又は乗物において公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたこと
(12)淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し又は供与することを約束して淫行をしたこと
(13)痴漢行為	公共の場所若しくは乗物又は浴場、更衣室その他人が通常衣服等の全部若しくは一部を着けないでいるような場所において、わいせつ行為、のぞき見行為、盗撮行為その他卑わいな行為をしたこと

4　飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

非　違　行　為	
(1)飲酒運転	ア　酒気帯び運転をしたこと
	イ　酒気帯び運転をした結果、人を死亡させ又は人に傷害を負わせたこと
	ウ　酒酔い運転をしたこと
	エ　酒酔い運転をした結果、人を死亡させ又は人に傷害を負わせたこと
	オ　酒気帯び運転又は酒酔い運転をしたことに加え、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条に規定する交通事故後の負傷者の救護や道路における危険を防止する等の措置を怠る行為（以下「措置義務違反」という。）をしたこと
	カ　飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し若しくは飲酒を勧めたこと又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗したこと（飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮する。）
(2)飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）	ア　人に傷害を負わせたこと
	イ　人に傷害を負わせたことに加え、措置義務違反をしたこと
	ウ　人を死亡させ又は重篤な傷害を負わせたこと
	エ　人を死亡させ又は重篤な傷害を負わせたことに加え、措置義務違反をしたこと
(3)飲酒運転以外の交通法規違反	ア　著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をしたこと
	イ　著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をしたことに加え、措置義務違反をしたこと

（注）処分量定の決定に当たっては、過失の程度、事故後の対応等も情状として考慮の上、判断するものとする。

なお、当該非違行為において刑事処分が行われている場合や、相手方との示談が成立している場合は、これらの状況も情状として考慮の上、判断するものとする。

5　役職員倫理規程違反関係

非　違　行　為	
(1)役職員倫理規程違反	ア　役職員倫理規程（平成16年規程第15号。以下「倫理規程」という。）第３条第１項第１号の規定に違反して、利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること
	イ　倫理規程第３条第１項第１号の規定に違反して、利害関係者から不動産の贈与を受けること
	ウ　倫理規程第３条第１項第２号の規定に違反して、利害関係者から金銭の貸付けを受けること
	エ　倫理規程第３条第１項第３号の規定に違反して、利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けること
	オ　倫理規程第３条第１項第３号の規定に違反して、利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること
	カ　倫理規程第３条第１項第４号の規定に違反して、利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること
	キ　倫理規程第３条第１項第５号の規定に違反して、利害関係者から未公開株式を譲り受けること
	ク　倫理規程第３条第１項第６号の規定に違反して、利害関係者から供応接待を受けること
	ケ　倫理規程第３条第１項第７号の規定に違反して、利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること
	コ　倫理規程第３条第１項第８号の規定に違反して、利害関係者と共に旅行をすること

	サ　倫理規程第３条第１項第９号の規定に違反して、利害関係者をして、第三者に同項第１号から第８号までに掲げる行為をさせること
	シ　倫理規程第５条の規定に違反して、患者等から金銭又は物品の贈与を受けること
	ス　倫理規程第５条の規定に違反して、患者等から不動産の贈与を受けること
	セ　倫理規程第５条の規定に違反して、患者等から金銭の貸付けを受けること
	ソ　倫理規程第５条の規定に違反して、患者等から又は患者等の負担により、無償で物品の貸付けを受けること
	タ　倫理規程第５条の規定に違反して、患者等から又は患者等の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること
	チ　倫理規程第５条の規定に違反して、患者等から又は患者等の負担により、無償で役務の提供を受けること
	ツ　倫理規程第５条の規定に違反して、患者等から未公開株式を譲り受けること
	テ　倫理規程第５条の規定に違反して、患者等から供応接待を受けること
	ト　倫理規程第５条の規定に違反して、患者等をして、第三者に５(1)シからテまでに掲げる行為をさせること
	ナ　倫理規程第６条第１項の規定に違反して、利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待又は財産上の利益の供与を受けること
	ニ　倫理規程第６条第２項の規定に違反して、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為がされた場に居合わせなかった利害関係者に、その者の負担として支払わせること
	ヌ　倫理規程第６条第２項の規定に違反して、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為がされた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等に、その者の負担として支払わせること
	ネ　倫理規程第７条の規定に違反して、書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること
	ノ　倫理規程第８条第１項の規定に違反して、他の役職員の倫理規程第３条、第６条又は第７条の規定に違反する行為によって当該他の役職員（倫理規程第３条第１項第９号の規定に違反する行為においては、同号の第三者。）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、享受すること
	ハ　倫理規程第８条第２項の規定に違反して、理事長、倫理監督者その他機構において役職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の役職員が倫理規程に違反する行為をした疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い又はこれを隠ぺいすること
	ヒ　倫理規程第９条に違反して、自己の飲食に要する費用について、利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が１万円を超えるときに、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出ないこと
	フ　倫理規程第９条に違反して、自己の飲食に要する費用について、利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が１万円を超えるときに、倫理監督者が定める事項について倫理監督者に虚偽の事項を届け出ること
	ヘ　倫理規程第10条第１項の規定に違反して、倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて同項に規定する講演等をすること

6　管理監督責任関係

非　違　行　為	
(1)指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたこと
(2)非行の隠蔽･黙認	部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠蔽し又は黙認したこと